

土木工事標準積算基準書

令和8年4月 改定（臨時）

名古屋市緑政土木局

第 I 編 総 則

第 3 章 一般管理費及び消費税等相当額

① 一般管理費等

第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算

① 施工箇所が点在する工事の積算について

第3章 一般管理費等及び 消費税等相当額

① 一般管理費等	I-3-①-1	② 消費税等相当額	I-3-②-1
1 一般管理費の項目及び内容	I-3-①-1		
2 付加利益	I-3-①-2		
3 一般管理費等の算定	I-3-①-2		
4 一般管理費等率の補正	I-3-①-2		

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

① 一般管理費等

1 一般管理費の項目及び内容

- (1) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）
- (2) 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料，諸手当及び賞与
- (3) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (4) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (5) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等，福利厚生等，文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費
建物，機械，装置等の修繕維持費，倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費
事務用消耗品費，固定資産に計上しない事務用備品費，新聞，参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費
通信費，交通費及び旅費
- (9) 動力，用水光熱費
電力，水道，ガス等の費用
- (10) 調査研究費
技術研究，開発等の費用
- (11) 広告宣伝費
広告，公告，宣伝に要する費用
- (12) 交際費
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃
事務所，寮，社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費
建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却額
- (16) 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用，資源の開発，市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (18) 租税公課
不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占用料，その他の公課
- (19) 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- (20) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (21) 雑費
電算等経費，社内打ち合せ等の費用，学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

2 付 加 利 益

- (1) 法人税，都道府県民税，市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与（損金算入分を除く）
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

3 一般管理費等の算定

一般管理費等は，1及び2の額の合計額とし，別表第3の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（Gp）

なお，一般管理費等の算定上，対象とする工事原価については，「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

4 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金支出割合の相違による取扱い
前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は，別表第4の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。なお，前払金の保証がない工事は，本補正の対象外である。
- (2) 契約の保証に必要な費用の取扱い
別表第5の保証の方法ごとに定める補正值を別表第3で算出した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし，（1）の補正を行った場合は，その率に，別表第5の補正值を加算して得た率とする。
- (3) 支給品等の取扱い
資材等を支給するときは，当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。
- (4) 自社製品の取扱い（プレテン桁，組立式橋梁，規格ゲート，標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について自社製品であっても，他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第3 一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343 (\%)$$

ただし，Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（円）

(注) 1. Gpの値は，小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については，「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第4 一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表第3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は，小数第3位を四捨五入して第2位とする。

別表第5 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保 証 の 方 法	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（名古屋市工事請負契約約款第4条を採用する場合）。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) 1. ケース1～3の具体例は以下のとおり。

1. 工事請負契約における契約の保証に関する取扱い第5項 契約の保証の例外に該当する場合
2. 契約保証費を計上する場合は，原則として当初契約の積算に見込むものとする。

5 一般管理費等入力基準表

前払金支出割合による補正	前払金支出割合による補正係数（表5. 1） 補正のない場合は〔0〕又は無記入
財団法人等による補正	財団法人等に発注する場合0.9 その他は〔0〕又は無記入
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正率（表5. 2） 補正のない場合は〔0〕又は無記入

表5. 1 前払金支出割合による補正係数

前払金支出割合	入力番号
5%以下	④
5%を超え15%以下	③
15%を超え25%以下	②
25%を超え35%以下	①
35%を超えるもの	0又は無記入

表5. 2 契約保証に係る補正係数

保証の方法	入力番号
金銭的保証を必要とする場合	①
役務的保証を必要とする場合	②
上記以外の場合	0又は無記入

第9章 土木請負工事における 現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算	I -9-①- 1
------------------------------	-----------

第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容は次のとおりとする。

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2. 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

3. 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%，小数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位 円，1000円未満切り捨て）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i（%）	
		大都市（1），（2） 市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot P_i^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot P_i^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

ロ. 率に計上されるものは、別表－1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用」とする。

ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に関する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

(3) 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積み上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

[別表-1]

計上費目	実施する内容 (率計上分)
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実 (交通誘導員待機室含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策
地域連携	1. 広報活動等 (完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等 (地域行事等の経費含む) 4. 現場景観向上 (美装化・デザイン看板等)

(3) 現場環境改善費入力基準表

施工歩掛コード	施工単位	式
J 1 条件	大都市 (1), (2) 又は市街地の場合は [1] を入力し、それ以外の場合は [0] を入力する。	
数 量	1	

第 11 章 施工箇所が点在する工 事の積算

① 施工箇所が点在する工事の積算について I-11-①- 1

第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算

① 施工箇所が点在する工事の積算について

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。

1. 対象工事

施工箇所が複数あり、施工箇所が 1 km 程度を超えて点在する工事を対象とする。
 なお、通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。
 ただし、これにより難しい場合は個別に考慮できる。

2. 工事箇所の設定方法及び積算方法

- (1) 施工規模の大きい箇所を「代表施工箇所」とする。
- (2) 主たる工種区分は、工事全体で判断する（施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない）。
- (3) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。
- (4) 共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。
- (5) 共通仮設費率及び現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する。
- (6) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算（通常の積算）と同様とする。

なお、一般管理費算出時の、共通仮設費率及び現場管理費率にかかる、施工地域を考慮した補正等は、「代表施工箇所」で設定した係数によるものとする。



図2-1 施工箇所が点在する場合の積算イメージ

3. 設計変更について

- (1) 施工箇所それぞれに対して、変更作業を行う。
- (2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
- (3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を官積算額（変更指示時点単価）により積算するものとする。
- (4) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算（通常の変更積算）と同様とする。

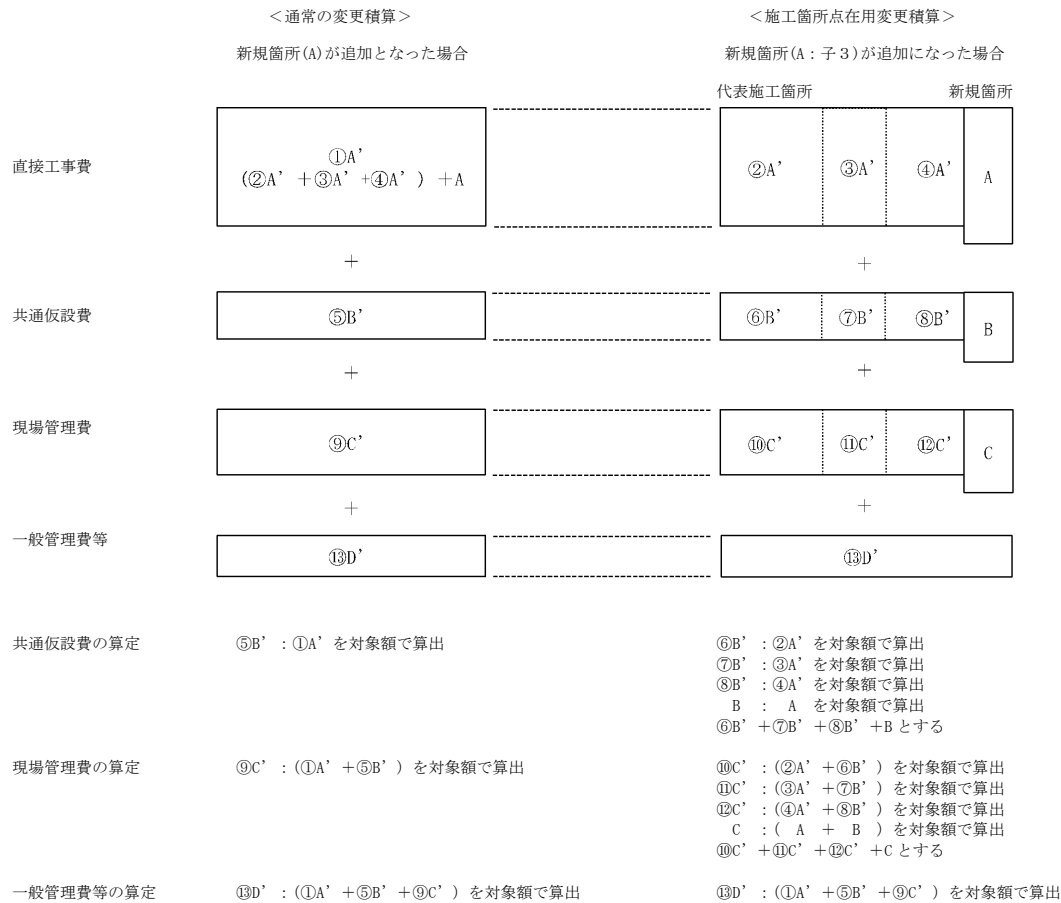


図3-1 施工箇所が点在する場合の変更積算イメージ